

# 早めの準備で正しい申告を

市・県民税は2月3日(月)、所得税および復興特別所得税は2月17日(月)から申告を受け付けます。会場により受付日時が異なりますので、日程を確認してください。早めの準備で正しい申告をしましょう。

## 受付時間を確認して各会場で

ことしも市役所と市内各地区の会場では、市・県民税の申告と所得税の確定申告、成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール)では、所得税の確定申告の受け付けを行います。

それぞれの受付日時を確認して申告してください(市・県民税申告の受け付けは、税務署特設会場ではできません)。

早めに準備をして、なるべく2月中に申告を済ませましょう。なお、平成25～49年の各年分の確定申告については、所得税と「復興特別所得税」を併せて申告することになります。

## 市・県民税の申告

2月3日～3月17日

平成26年1月1日に市内に住んでいた人で、平成25年中に次に当

### 申告会場と受付日時

会場	受付日時
市・県民税の申告(営業・不動産・農業所得を除く)	
市民税課(市役所2階)	2月3日(月)～14日(金)(土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～5時
市・県民税と所得税および復興特別所得税の申告	
市役所6階中会議室	2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日を除く。ただし、2月23日(日)と3月2日(日)は受け付けます) 午前9時～正午、午後1時～5時
下総支所2階会議室	2月21日(金)・23日(日)・24日(月)、3月13日(木) 午前9時～正午、午後1時～5時
大栄支所2階会議室	2月28日(金)、3月2日(日)・3日(月)・14日(金) 午前9時～正午、午後1時～5時
八生公民館	2月26日(水) 午前9時～正午、午後1時～3時
公津公民館	2月27日(木) 午前9時～正午、午後1時～3時
豊住公民館	3月5日(水) 午前9時～正午
中郷公民館	3月6日(木) 午前9時～正午
久住公民館	3月7日(金) 午前9時～正午
保健福祉館	3月11日(火) 午前9時～正午、午後1時～3時
三里塚コミュニティセンター	3月12日(水) 午前9時～正午、午後1時～3時

- ・混雑の状況によっては、時間内であっても、受け付けを終了することがあります
- ・下総・大栄支所の会場は大変混雑します。支所以外での申告にご協力ください
- ・申告書にあらかじめ住所・氏名の記入、押印をお願いします

てはまる人は、市・県民税の申告をする必要があります。ただし、平成25年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税の申告をする必要はありません。○事業所得などがあつた人：営

## 市・県民税申告、確定申告のときに必要なもの

- 全ての人…印鑑(ゴム製を除く)
- 給与所得者と年金所得者…源泉徴収票の原本(コピーは不可)
- 事業を営んでいる人…収入や支出が分かるもの、前年の収支内訳書(控用)
- 医療費控除を受ける人…医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額が分かるもの
- 社会保険料控除・寄附金控除を受ける人…支払金額の確認ができるもの
- 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人…支払証明書
- 障害者控除を受ける人…障害者手帳など
- 所得税の還付を受ける人…申告者本人の預貯金口座への振り込みとなるので、口座の種類や口座番号が分かるもの

## 郵送でも提出できます

郵送で申告書を提出する場合は、次の宛先へ送付してください。

- 市・県民税申告書  
〒286-8585 花崎町760 成田市役所市民税課
- 確定申告書  
〒286-8501 加良部1-15 成田税務署

業・農業(収支内訳書を作成し、持ってきてください)・そのほかの事業での所得や、不動産・配当などの所得があった人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告が必要です)

○ 給与所得者で次のいずれかに当てはまる人

- ・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- ・給与所得以外に所得があった人

平成25年中に退職し、平成26年1月1日に就職していない人

○ 「公的年金等」の受給者で次のいずれかに当てはまる人

- ・ 「公的年金等」の所得以外に所得があった人
- ・ 扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を受けようとする人

○ 平成25年中に所得がなかった人

- ・ 国民健康保険税の算定資料や非課税証明書交付の資料になるので、市・県民税の申告書を出してください。ただし、平成26年1月1日に市内に住んでいる人の扶養親族になっている配

偶者や子などは、申告の必要はありません

○ 市内に住んでいないが、平成26年1月1日に事務所・事業所・家屋敷が市内にある人

## 申告を忘れると

今回の申告は、平成26年度分の市・県民税を算出する基礎となります。

申告をしないと、保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類の発行ができません。必ず申告をしてください。

※市・県民税についてくわしくは市民税課(☎20・1513)へ。

## 所得税および復興特別所得税の確定申告

2月17日～3月17日

所得税および復興特別所得税の確定申告は、2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日、祝日を除く、ただし2月23日(日)、3月2日(日)は受け付け)に成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール、午前9時～午後4時)と市役所・各会場(2ページ表で受け付けます)。

ただし、次に当てはまる人は成田税務署特設会場で申告してください。

さい。

○ 分離課税となる譲渡所得・配当所得などがある人

○ 山林所得・退職所得がある人

○ 営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上となる人

○ 青色申告をする人

○ 雑損控除を受ける人

○ 寄附金控除を受ける人

○ 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人

○ 準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月3日(月)から成田税務署特設会場で受け付けています。早めに申告を済ませてください。

## 年金所得者は確定申告が不要な場合も

「公的年金等」の収入金額の合計が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません(所得税の還付を受けるための確定申告書の提出はできません)。

ただし、この要件に当てはまる人でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。

## e・Taxを利用して自宅でも確定申告

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で、e・Taxを利用して、確定申告書の作成・提出ができます。

## 添付書類の提出を省略

e・Taxを利用してすることで、確定申告の添付書類の提出・提示を省略できます(申告期限から5年間、税務署から書類の提出・提示を求められることがあります)。

## 還付がより早く

e・Taxで申告された還付申告は、処理期間が3週間程度に短縮されます。(書面での提出の場合、6週間程度かかります)

## e・Taxを利用するためには

電子証明書の取得(市民課(市役所1階)で、住民基本台帳カードと併せて取得できます)とICカードリーダーライタの購入が必要です。電子証明書の交付手数料は1件500円です。確定申告の時期は大変混雑するため、発行手続きに時間がかかる場合があります。

※所得税および復興特別所得税の確定申告についてくわしくは成田税務署(☎28・5151)または国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)へ。

[www.nta.go.jp/](http://www.nta.go.jp/)へ。